

65歳以上の皆さんへ 平成24年度 介護保険料額が決まりました

納入通知書（介護保険料額決定通知書）を送付します

平成24年度の介護保険料額が決定しました。通知書を6月中旬に送付します。この通知書には、平成24年度の介護保険料額の算定根拠と支払方法・納期が記載されています。平成23年の所得によって、保険料額が増減する人や納め方が変わる人がいますのでご確認ください。

●普通徴収の人

6月から翌年1月の納期がある月に送付する納付書や、口座振替で支払をする人です。

※口座振替は申し込みが必要です。市役所などで受け付けています。

●特別徴収の人

年金からの天引きで支払をする人です。

4・6月は平成22年の所得で仮に計算されていましたが、6月に平成23年の所得が分かるため、8月以降の保険料額で調整されている人がいます。

介護保険負担限度額認定申請

介護保険制度では、施設サービスや短期入所サービスを利用する際、食費・居住費（滞在費）の費用は自己負担となっています。このうち、世帯の全員が住民税非課税などに該当する要介護等認定者は、負担限度額認定申請により負担する金額が軽減され、限度額までの支払となります。現在、負担限度額認定証（平成24年6月30日期限）の交付を受けている人には更新のお知らせを郵送しますので、引き続き認定を受ける場合は、お早めに更新申請をお願いします。ただし、平成23年の所得に応じて設定されますので今回は該当しない場合があります。

●対象となる人

- 第1段階 生活保護の受給者および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人
- 第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
- 第3段階 世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の人

日本年金機構からの「年金振込通知書」が送付されます

「年金振込通知書」は、日本年金機構から年金の受け取りをしている人に、毎年6月に1年分の年金支払額や天引きされる保険料額などをお知らせするものです。年金支払額の金額に変更があった場合などには、当月および次回以降の「年金支払額」などを記載した通知書が送付されます。

8月以降の介護保険料額について、「年金振込通知書」に記載された介護保険料額と、市から通知される「納入通知書（介護保険料額決定通知書）」に記載された介護保険料額が一致しないことがあります。実際に天引きされる介護保険料額は、市から郵送する納入通知書（介護保険料額決定通知書）に記載された金額です。



●軽減の対象

次の介護（介護予防）サービスにおける居住費（滞在費）と食費を軽減します。

指定介護福祉施設サービス・介護保険施設サービス・指定介護療養施設サービス・短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

●申請手続

【認定申請】 負担限度額認定申請書を窓口（合志庁舎総合窓口、西合志庁舎高齢者支援課、各支所）に提出します。認定された人には、「介護保険負担限度額認定証」を発行します。

【認定】 申請日の世帯の世帯主・世帯員の課税状況により行ない、申請日の月の初日にさかのぼり効力を有します。

【有効期限】 7月1日から翌年6月末（8月以降に申請した場合は、申請日の月の初日から6月末）で、毎年度認定を受ける必要があります。

6月29日（郵送で提出の場合は6月30日）までに 児童手当現況届を提出してください

児童手当を受給中の人は、現況届を提出する必要があります。6月初旬に「現況届」の用紙を郵送しますので、6月中に必ず提出してください。「現況届」を提出しなければ、受給資格があっても手当を受けることができませんのでご注意ください。

◆受給対象

児童手当は、中学校修了までの間にある児童を養育している人（父母ともに収入がある場合は、健康保険や税の扶養をしていて、生計をみている比重が重い人）に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当額は減額されます。

◆受給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

◆支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

支給月額	
3歳未満 (3歳の誕生日まで)	一律 15,000円
3歳以上 小学校修了まで	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円
所得制限者	児童1人につき 5,000円

◆提出書類

- ・受給者の健康保険証の写し
- ・国民年金に加入の人は不要
- ・平成24年度児童手当用所得証明書（平成24年1月1日現在合志市に住所を有しない人）
- ・児童の世帯全員分が記載された住民票（児童が合志市以外に住所を有する場合）

◆提出先

- 子育て支援課（西合志庁舎）
- 市民課（合志庁舎）・須屋支所
- 泉ヶ丘支所

※6月3・10・17・24日の日曜開庁（合志庁舎午前9時～午後1時）でも受け付けをします。

◆所得制限限度額

所得制限限度額は、前年（1月から5月までの手当については前々年）の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは子育て支援課（公務員の人は勤務先）へお問い合わせください。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

(単位：万円)		
税の扶養親族等の数	所得額	収入額
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960.0
4人	774	1002.1
5人	812	1042.1

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者について、右記の限度額（所得額ベース）は、または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

こんにちは 消費生活センターです

今月から消費生活センター便りをお届けします。

暮らしの中での商品購入や表示広告、また契約時の注意点など新しい情報を伝えながら、あなた自身が安心・安全な生活を送るためのお手伝いをします。

相談事例

海外の宝くじで高額賞金が当たったというダイレクトメールが自宅へ届いた。申込金を支払うよう書いてあるが覚えがない。大丈夫だろうか。

アドバイス

日本にいて海外宝くじを購入することは法律で禁止されています。支払った申込金が返金される可能性は低く、業者との連絡も取れなくなることが多いため注意が必要です。

一人で悩まず、まずは電話・来所でご相談ください。相談は無料です。秘密やプライバシーは厳守します。

問い合わせ先 消費生活センター

（合志庁舎2階 総務課）

☎（248）5442

相談受付時間

平日 午前10時～午後4時

問い合わせ先 高齢者支援課（西合志庁舎） ☎ 242-1109